

多文化共生の理念と言語政策

—日本社会の多文化・多言語化への道のりを想定して—

臼山 利信(日本言語政策学会、筑波大学)

文化とは過去を生き、また現在を生き、さらには未来を生きていく人間集団によって創出された、集団的・社会的価値の総体である。すなわち、文化とは人間集団が生みの営みの中で創りあげてきた価値体系である(臼山 1999)。人間の世界は、異なる価値観が無数に存在する世界であり、多文化が共存する世界であり、異なる文化同士が直接・間接に触れ合う世界である。文化理解とは、個人の中に、他者・他文化・異文化に対する寛容の心が涵養され、人間や文化の多様性を極限まで尊重する精神の土台が形成されることである。しかしながら、現実には時として文化理解どころか、文化衝突が苛酷かつ深刻な形で表面化することも多い。異なる文化的背景を持つ者あるいは集団同士が一つの国家・社会において互恵的な関係を維持しながら平和裡に共生していくためには、双方に不断の努力と相応の忍耐力が求められる。

現在日本社会は急激な超少子高齢化社会に突入した只中にある。政府は、労働力人口の長期的な低下と経済力の相対的な衰退という深刻な課題を前にして、AI を中心とする新たな技術革新と外国人労働者の受入れに打開策を求めようとしている。特に、平成 30 年 12 月 8 日に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」は、外国人の在留資格を大幅に緩和するものである。その施行によって在留外国人数の増加が、かつて経験したことのない規模で加速化することが確実視されている。

言語政策とは、(狭義には)国や自治体などの公共的な組織・機関が社会の抱える言語をめぐる諸課題の解決や改善のための方針・計画を策定し、議会の議決等を伴う政治的決定を行った上で、その実施計画を遂行することである。言語政策の領域には、①言語地位政策(地位計画)、②言語実体政策(実体計画)、③言語習得政策(習得計画)の他に、④言語共生政策(共生計画)があると考えられる。日本の外国人住民支援政策、多文化共生政策としての多言語対応(言語サービス)は④の領域に入り、国・自治体の「外国人材の受入れ・共生のための」重点政策課題の一つになっている。生活者としての成人外国人住民を対象とした日本語教育も④の領域に入る。学校教育における外国人児童・生徒の日本語教育は③の領域に入る。外国につながる子どもの母語保障は③ないし④の領域に位置づけられるが、④が現実的である。

日本における多文化共生社会の構築は、一方向的な社会統合(単純な「国民」意識への収斂)を目指すのではなく、外国人住民のルーツ文化の保持に配慮した互恵的で調和的な社会統合(「民族」意識と「国民」・「地域住民」意識の双方を保持・形成すること)を志向することが望ましいと考える。